

新型コロナウイルス感染症対策に係る 緊急要請書

令和2年8月6日

長 野 県

去る7月16日、本県から政府対策本部長や関係大臣に「都道府県をまたぐ移動や観光に関する政府方針の明確化や対策」等への要請を盛り込んだ「Go To トラベル事業」の実施に係る緊急要請を行ったが、その後、政府の公式かつ統一的な考え方は示されていないまま、「Go To トラベル事業」は東京都の発着を除外した形で7月22日から事業が開始された。

昨今、全国における新型コロナウイルス感染症の新規感染者数が再び急増していることに加え、お盆期間中の帰省などにより、帰省者や観光客による都道府県をまたぐ移動が活発化することで感染拡大が助長されることは避けなければならない。

本県としても、県外からの往来について、基本的な感染防止対策の徹底に加え、都道府県ごと新規感染者に応じて、「往来そのものの慎重な検討」や「往来する場合の慎重な行動」を呼びかけるとともに、旅行者には「信州版新たな旅のすゝめ」をまとめ、感染予防対策等の呼びかけを実施している。

さらに、県民の生命を守るために感染者数を抑えつつ、医療提供体制や社会機能の維持に取り組むとともに、県内経済を支えるために旅行者の安全・安心な受入体制に全力で取り組む決意である。

今後も感染防止策と経済活動の両立が図られるよう、下記の点について緊急に要請する。

記

1 県境をまたぐ移動等について

感染拡大防止と社会経済活動を両立させるため、県境をまたいだ移動や観光について、国が専門家の意見を踏まえ、国としての戦略を早期に策定し、方針を示すこと。

また、策定した方針については、基本的対処方針に明記し、国が責任を持って必要な対策を講じること。

2 「Go To トラベル事業」について

感染拡大による旅行の自粛の影響の長期化が見込まれており、さらにはスキー等の冬季観光産業を支えることが必要であることから、令和3年1月31日までとされている実施期間を延長すること。

また、旅行者に対して旅行前の健康観察や旅行中の感染症対策の徹底を国として積極的に求めること。

3 令和2年7月豪雨等を踏まえた観光振興策について

令和元年東日本台風、雪不足、新型コロナウイルス感染症に続いて、令和2年7月豪雨により県内の観光関連産業はこれまでにない深刻な打撃を受けている。

これら複合的な被害を受けている地域に対して、災害復旧が進み、感染症が収束した段階で、「ふっこう割」のような手厚い観光振興策を行うこと。

長野県知事 阿部 守一